

地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の 全額措置について

東海部会提出
説明担当 恵那市

(理由)

全国的に少子高齢社会を迎え、特に農山村地域においては高齢化の波とともに急激な人口減少が進みつつあるなか、先の市町村合併により広大な面積を持ちながら、分散した集落を多く包含している市町村が増加している。

このような状況下、選挙において、経費縮減や立会人不足により投票所が統廃合されることはやむを得ないところもある一方、高齢者や体が不自由な方、交通手段を持たない有権者にとっては投票所へ出向くことが困難となることから、投票率低下の要因の一つとなっていると考えられる。行政として市民に平等なサービスを提供するという観点から、選挙人の投票機会を確保する対策が必要であると考えられる。

こうした中、国は平成 28 年度に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正により、投票所までの巡回・送迎バスの運行や無料乗車券の発行、移動期日前投票所の設置等に対し、選挙執行委託費の基準額に「移動支援経費」の加算措置を行った。

しかしながら、全額措置されるのは国政選挙に限られ、地方選挙においては経費の 1 / 2 を特別交付税で措置されるのみとなっている。

よって、国におかれては、厳しい財政状況の中、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、地方選挙における投票に係る移動支援経費に対し、全額国費により措置されるよう強く要望する。